**競 技 注 意 事 項**

１．競技規則は、２０１７年度日本陸上競技連盟駅伝競走基準および大会規定に基づく。

２．出場選手について

(1)正式オーダーの提出は１１月１１日(土)１２時２０分までに所定用紙にて提出す

ること。

提出後のオーダー変更については、病気等以外は認めない。

提出場所　田辺市龍神市民センター玄関フロアー受付

(2)正式オーダー提出後、選手が病気等のため出場できなくなった場合は、補欠をそ

の区間に起用できる。この場合、当日(１２日)の午前７時４０分までに連盟事務

局経由にて審判長に届け出て承認を得ること。

(3)午前７時４０分以降の病気等による選手変更については、各中継所主任に届け出

て承認を得ること。

３．競技について

(1)競技者は定められた走行区分を走らなければならない。いかなる場合でもセンターラインを超えて右に出てはならない。

(2)走行については、警察官・交通指導員・審判員の指示に従うこと。

(3)競技者が走行不能となった場合は、役員・チーム関係者によって、道路左端移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、医師の判断による。

(4)競技者が競技を続行できなくなったとき、また競技を中止させられた場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする。

その場合、そのチームは審判長の指示に従い次区間走者から再び競技を続行することができ、再スタートは最終チーム走者の通過後1分とする。ただし、最終チームが繰り上げスタートをする場合、繰り上げスタート時に再スタートする。

記録については、総合記録は認められないが、当該区間以外の区間記録は認める。

(5)たすきの受け渡しは中継線から進行方向２０ｍの間で行う。中継の着順判定及びタイムの計測は前走者のトルソーが中継線に達したときとする。

(6)たすきを受け取る走者は、前走者の区域に入ってはならない。また、たすきを受け渡した走者はただちにコース外(左側)に出なければならない。

(7)競技中たすきは、必ず肩から脇の下へ掛けなければならない。

(8)たすきは、前走者と次走者の間で手渡さなければならない。

(9)各区間とも中間点・あと１ｋｍの標示をだす。

(10)大会運営上、先頭走者通過後　２区・３区：１０分　　４区・５区・６区・７区：　５分以上を経過した場合、審判長の判断により繰り上げスタートを実施する。たすきは、白色を使用する。

(11)第1区走者のコース抽選は監督会議にて行う。

４．選手招集（点呼）について

点呼時間

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第1区 | 第2区 | 第3区 | 第4区 | 第5区 | 第6区 | 第7区 |
| 開始時刻 | 8:50 | 9:25 | 9:50 | 10:20 | 10:50 | 11:35 | 12:10 |
| 終了時刻 | 9:00 | 9:35 | 10:00 | 10:30 | 11:00 | 11:45 | 12:20 |
| 先頭出発予定時刻 | 9:10 | 9:47 | 10:10 | 10:42 | 11:10 | 11:58 | 12:31 |

５．選手輸送（配置と収容）について

監督会議にて配布する配置収容計画に基づき、主催者が用意したバスにて行う。その際付添人1名の乗車を認める。

走り終わった選手と付添人は、必ず収容バスに乗車すること。